

## 監査および審査結果措置状況の公表

過去に監査委員が実施した監査および審査結果に対し、別海町長より措置状況の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項ならびに別海町監査基準第32条第2項の規定により、次のとおり公表します。

別海町監査委員 田村 秀男・杉本 義久・森本 一夫

※下記は広報用に一部省略していますが、詳細は別海町ホームページに掲載しています。

### 平成27年度 定期監査結果措置状況

監査実施年月日／平成27年11月18日から12月1日まで（うち9日間）

結果報告書提出年月日／平成28年1月21日

#### (1) 予算執行計画及び資金計画について

**指摘事項** 財務会計規則第12条第1項及び第2項に定める「予算執行計画書」及び「資金計画書」が作成されず、他の方法により目的は達成し運用されているが、規則が遵守されていない状況にあるので規則の見直し等も含め実態と整合するよう改善されたい。

**措置結果** 平成30年5月7日付けで別海町財務会計規則を改正し、指摘事項について改善しました。

(担当：財政課)

#### (2) 資金前渡による支払い及び資金の保管について

**指摘事項** 別海町財務会計規則第60条から第66条の規定により、資金前渡による支払いが認められているが、交付を受けた前渡資金の大半を3か月後に戻し入れしている事例が複数見受けられた。このようなケースは常時の費用とは認められないので、前渡の必要性も含め検討し、改められたい。

また、前渡資金の保管状況の聴き取り結果では、規則第64条を遵守していない状況であり、規則と実態が整合するよう改善されたい。

**措置結果** 交付を受けた前渡資金の大半を戻し入れしていた案件のうち、車両管理担当の駐車場等使用料および町民課の葬祭費については、都度必要に応じて前渡する形に改善しました。

また、町長交際費及び教育長交際費の前渡についても「常時の費用に係る経費3か月分の所要見込み額」となるよう執行状況を踏まえて改善しました。今後も定期的な見直しを行い適切な額となるよう努めていきます。

併せて、前渡資金の保管方法についても、平成30年5月7日付けで別海町財務会計規則を改正し、指摘事項について改善しました。

(担当：財政課)

### 平成27年度 一般会計・特別会計決算審査結果措置状況

監査実施年月日／平成28年7月11日から8月4日まで（うち15日間）

結果報告書提出年月日／平成28年9月9日

#### 財務会計規則の遵守等について

**指摘事項** 地方自治法施行令第173条の2の規定により定めた「別海町財務会計規則」と町の財務に関する事務の実態が整合しない事例が散見される。

その中には事務の効率化を図るために有効な手段と考えられる事案もあるが、規則を遵守することが前提となることから、規則の見直し等も含めて検討され、不整合の解消に努められたい。

**措置結果** 平成30年5月7日付けで別海町財務会計規則を改正し、指摘事項について改善しました。

(担当：財政課)

## 平成28年度行政監査結果措置状況

監査実施年月日／平成28年9月5日から9月9日まで（うち5日間）  
結果報告書提出年月日／平成28年11月11日

### 監査のテーマ：条例の進行管理について

#### (1)別海町ホームヘルプサービス事業条例

**指摘事項** 「障害者自立支援法」が平成25年4月1日から「障害者総合支援法」に改正施行され、障害者の定義に「難病等」が追加されたことから、本条例によらなくても難病患者等に対する支援事業の実施が可能になったため、今後は本条例により行う事案は無いものとするので条例の廃止を求める。

**措置結果** 法律等の改正により制度の目的を終えているため廃止することとします。  
※平成29年第1回議会定例会にて議決済（担当：福祉課）

#### (2)別海町生涯学習推進協議会設置条例

**指摘事項** 担当部署の聴き取りによれば、当該協議会が設置された実態が無く、現時点での具体的な設置予定も無いことから、条例の廃止または協議会の設立等の措置を求める。

**措置結果** 議会で当該条例の廃止を提案し、条例廃止に伴い関係規則等の整理を行います。  
※平成29年第1回議会定例会にて議決済（担当：生涯学習課）

#### (3)別海町防災会議条例

**指摘事項** 条例第5条第3項（旅費の支給）の文中、「別海町職員の課長相当額を支給する」とあるが、別海町職員等の旅費に関する条例では、職位による支給額は定めていないので改正を求める。

**措置結果** 対象条例について平成29年3月で条例を改めるため事務を執り進めます。  
※平成29年第1回議会定例会にて議決済（担当：防災交通課）

#### (4)別海町ふるさと交流館設置条例・別海町ふれあいランド条例

**指摘事項** 文中に、他の条例と異なる言い回しで記載されている部分が見受けられたので、確認を要するものとする。

**措置結果** 修正内容については、規程内容に影響するものではないので、条例改正等の機会にあわせて適時修正します。（担当：商工観光課）

## 平成28年度定期監査結果措置状況

監査実施年月日／平成28年11月28日から12月7日まで（うち8日間）  
結果報告書提出年月日／平成29年1月27日

### (1)規程・要綱の遵守について

**指摘事項①** 「簿冊台帳」が多くの部署で作成されておらず、「保存年限満了に伴う文書の処分」についても規程を遵守されていない事例が見受けられたので、規程に基づき適正に執行されるよう改善されたい。

**措置結果** 「簿冊台帳の作成」「保存年限満了に伴う文書の処分」の適正執行に関しては、通知文書において、別海町事務取扱規程の遵守についての周知徹底を図っています。（担当：総務課）

**指摘事項②** 交際費及び食糧費の「予算執行伺簿」について、規程と異なる様式を用いている事例が見受けられたので、常に現行規定に則した執行となるよう改善されたい。

**措置結果** 「別海町交際費・食糧費事務取扱要綱」について、各課に適切な様式で運用するよう改めて通知しました。（担当：財政課）

### (2)有給休暇の積極的な取得について

**指摘事項** 国で策定している「行動指針」では年次有給休暇取得率目標を平成32年までに70%と定めているが、今年度監査を実施した部署における年次休暇の平均取得率は、47.3%にとどまったので、職員が休暇を取得しやすい環境を整備し、年次休暇取得の向上に努められたい。

**措置結果** 別海町特定事業主行動計画における取り組み、年次有給休暇、特別休暇（夏季の休業）の計画的利用及び週休日の振替等の取扱事項について改めて通知しました。（担当：総務課）

### (3)内部統制について

**指摘事項** 平成27年度の定期監査で改善を求めた、週休日の振替に伴い生じた時間外勤務への手当支給については、全課に詳細な内容で通知されたところであるが、未だ執行されていない部署が散見された。管理監督者からの指示等が確実に実行されない現状は、内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にあるので徹底を図られたい。

**措置結果** 別海町特定事業主行動計画における取り組み、年次有給休暇、特別休暇（夏季の休業）の計画的利用及び週休日の振替等の取扱事項について改めて通知しました。（担当：総務課）

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会では、ジェネリック医薬品の普及推進や、禁煙と分煙に関する取り組みを実施しています。

●ジェネリック医薬品について  
ジェネリック医薬品を活用することで、皆さんのお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びを抑えることができます。

●かかりつけの医師や薬剤師へジェネリック医薬品の処方についてご相談してみませんか。  
●禁煙・分煙の取り組みについて  
北海道は全国的に見て喫煙率が高い地域です。禁煙対策を通じて皆さんの健康を守るための、さまざまな取り組みを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

ホームページ  
http://www.kyokukaiken  
po.or.jp/shibu/hokkai  
do/cat070/smoking\_ki  
tsuentaisa  
ku

●問合せ  
全国健康保険協会（協）  


会けんぽ 北海道支部  
TEL 011-726-0352

郵便局の婚活(ポスト)

根室地区郵便局長会では、地域に貢献する取り組みの 일환として、左記のとおり婚活イベントを企画し、参加者を募集しています。

●日時  
9月30日(日)  
午前11時30分から午後1時30分まで

●場所  
トーヨーグランドホテル  
中標津町東20条北1丁目  
●応募資格  
20歳以上45歳未満の未婚の男女

●募集人数  
男女それぞれ20名前後

●参加費用  
男性3,000円  
女性2,500円

●募集期間  
9月14日(金)まで

●申込み・問合せ  
根室管内の各郵便局  
※簡易郵便局は除きます。  
※募集は定員になり次第締め切りとしますので、早めのお申し込みをお待ちしています。

8月31日(金)は個人事業税第1期の納期限です

納税通知書が届いた方は、忘れずに納期限までに納めましょう。

なお、納税には便利で確実な口座振替がおすすめです。詳しくは、左記までお問い合わせください。

●問合せ  
根室振興局税務課  
〒087-8588  
根室市常盤町3丁目28番地  
課税に関する(課税係)  
TEL 0153-24-5479  
納税に関する(納税係)  
TEL 0153-24-5466

若者と家族のための出張相談とミニセミナー

くしろ若者サポートステーションでは、若者の就職と自立に向けた個別の相談やミニセミナーを次のとおり開催します。

相談のみ、セミナーのみの参加も可能です。気軽にお問い合わせください。

●日時 9月21日(金)  
個別相談  
午後1時から午後2時20分  
ミニセミナー「働く・社会人

のコミュニケーション①」  
午後2時30分から午後4時  
※個別相談は事前にご予約ください。

※ミニセミナー「働く・社会人のコミュニケーション」  
②は11月16日に開催予定です。

●会場  
根室公共職業安定所(ハローワークねむろ)会議室  
根室市弥栄町1丁目18番地  
根室地方合同庁舎4階

●申込み・問合せ  
くしろ若者サポートステーション  
TEL 0154-68-5102  
Eメール  
kushiro-sapostete@  
roukyou.gr.jp

●受付時間  
火曜日から土曜日の午前10時から午後5時まで

夏季における年次有給休暇の取得促進について

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」および「未来

投資戦略2017-2020  
ety5.0の実現に向けた改革」(平成29年6月9日閣議決定)では、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図ることが掲げられるなど、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進する取り組みが求められています。

年次有給休暇に土曜日、日曜日、夏季休暇を組み合わせて連続休暇にするなど、労使一体となって、計画的に年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

●問合せ  
北海道労働局雇用環境・均等部指導課  
TEL 011-709-2715

建設業退職金共済制度について

建設業退職金は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応

